

自衛隊熊本病院における診療の一般開放を求める意見書

昭和32年に開院した自衛隊熊本病院は、その設立経緯などから、現在に至るまで自衛隊員とその扶養家族のみに限定した診療を行っているところである。しかしながら、医療技術の向上並びに設備の維持・更新を図るためには、病院の能力の範囲内において、より多くの患者を診療することが有効であると考えられる。

また、自衛隊病院には、自衛官の在職中の健康診断や治療の膨大な記録が蓄積されており、退職自衛官の診療に際し、このデータの活用は極めて有効である。

さらに、自衛隊病院の緊急時の救急医療対応については、毎年、熊本県及び熊本市が主催する防災訓練に積極的に参加し、地域医療機関等と共同して大規模災害時の緊急医療のための訓練を実施することによって能力向上を図っており、平成28年4月の熊本地震に際しては、自衛隊熊本病院を応急的避難場所として市民に一般開放するとともに、各地の避難所の巡回診療を実施し、被災者からはもちろん、地域住民からの厚い信頼と高い評価を得たところである。

当初、一般に診療を開放する自衛隊病院は全国的に少数であったが、昭和52年に専門的な知識と高度な医療技術・設備を有する所沢の防衛医科大学校病院が、地元住民からの強い要望を受け入れ、かつ、学生教育にも寄与できるとして、一般への診療を開始して以降、同様の趣旨から東京三宿の自衛隊中央病院、横須賀病院、富士病院、福岡病院、札幌病院、阪神病院、仙台病院と、診療の一般開放が逐次実施されている。

自衛隊熊本病院においても診療の一般開放が実施されれば、病院近傍の市民への医療提供など、広く県民が恩恵を受けるのは明らかである。

よって、退職自衛官等の福利厚生を増進を図るとともに、市民への医療提供や災害時における救急救命活動を通じて地域貢献に資することができるよう、自衛隊熊本病院における診療の一般開放について強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

熊本県議会 議長 吉 永 和 世

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
厚生労働大臣	塩崎恭久様
防衛大臣	稲田朋美様